

## 保育所保育指針について

- 保育所保育指針とは、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの。
  - 保育所における保育の内容は、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきものである一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、全国共通の枠組みが必要。  
このため、保育所保育指針において全保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、一定の保育の水準を確保。
  - 全国の保育所は、保育所保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、一日の生活や発達過程を見通し、保育内容を組織的・計画的に構成し、保育を実施。
- ⇒ 保育指針と、施設設備基準、職員配置基準や保育に従事する者の基準とが相まって、保育所保育の質を担保する仕組み。

## 【根拠法令】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年厚生省令第63号)(抄)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

# 保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布、平成21年4月1日施行)
  - ※ 保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことを特性とする。
  - ※ 保育所保育指針は、3歳以上児の教育面について、幼稚園教育要領と整合性を確保して定められている。

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容  
〔養護: 生命の保持、情緒の安定  
教育: 健康、人間関係、環境、言葉、表現【別紙】〕
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

## 保育専門委員会の設置について

### 1. 目的

平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）を踏まえて、その内容がこれらの保育を取り巻く様々な社会の変化に沿ったものか検討する必要がある。

また、幼児期の教育については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化やこれを踏まえた幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等が文部科学省において進められている。

これらを踏まえ、保育所保育指針の改定等に資する検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会には、オブザーバーとして内閣府及び文部科学省が参加することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

### 3. 主な検討事項

- (1) 保育所における保育の基本的なあり方の検討
- (2) 保育所保育指針の改定等に向けた検討
- (3) その他

### 4. その他

委員会は原則公開とする。